

平成 26 年 12 月 12 日

あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等に関する意見

日本薬剤師会

安部 好弘

病床の機能の転換等医療機能の分化・連携の推進について

- ・ 医療機関においては、チーム医療の一員として薬剤師が病棟薬剤業務を実施することにより、病床機能に応じた処方提案、持参薬管理や退院時指導等による入退院や外来移行の円滑化、在院日数の短縮、医薬品数や費用の削減等が達成できる体制の構築が求められる。  
そのためには、入院開始時から在宅復帰を指向した支援を行う上で、医療機関に従事する薬剤師の人員確保とともに、在宅医療や介護の理解を推進する研修等により人材育成に取り組む必要がある。

急性期経過後の受け皿となる病床の整備・在宅医療の推進について

- ・ 在宅医療サービスの充実にあたっては、入退院調整の際に、医療機関薬剤師と薬局薬剤師の間で薬学的知見に基づく薬物治療に関する情報を共有し、患者への切れ目のない適切な薬物治療の実施体制を構築することが求められる。  
また、訪問薬剤管理指導を実施する薬局薬剤師が、不定期もしくは必要に応じて実施される入退院時カンファレンスに安定して参加するためにも、地域の状況に応じた薬剤師を確保する必要がある。
- ・ 在宅医療を受ける患者は、薬剤の管理や適正使用の確保が困難な状況にある場合が多く、医療・介護関係者、患者家族等からの相談もしくは依頼等に基づいて、薬剤師が速やかに訪問薬剤管理指導業務を実施できる体制を整備する必要がある。  
そのためには、医療・介護関係者、患者および家族等に対し、薬局の在宅医療応需に関する情報を公開する体制を構築し、退院後も引き続き、入院前から利用していた薬局で薬学的管理を受けられるようにしておく必要がある。  
また、入院前とは異なる地域の施設等において在宅療養を受ける場合もあるため、薬学的管理を必要とする患者に対し、訪問薬剤管理指導を提供できる薬局を適切に過不足なく結びつけるよう支援する機能を、地域薬剤師会等を活用して整備する必要がある。

- ・ 在宅医療サービスの充実にあたり、医師以外の医療・介護職が患者の容体急変に遭遇した場合に備え、職能に応じた対応や連絡方法等に関する事前の取り決めと研修・訓練などを実施する体制を整備する必要がある。
- ・ 緩和ケアの実施に必要な医療用麻薬や医療材料等の備蓄に関する協議の場や、薬局の麻薬等の在庫状況や無菌調剤が可能な薬局の情報を医療関係者間で共有する体制を整備する必要がある。  
地域において速やかにかつ過不足なく医療用麻薬を供給するためには、麻薬小売業および麻薬卸売業の拠点の整備が必要である。